2026年6月　定時株主総会の動向等

宝印刷D＆IR研究所　上席研究員　企業内弁護士　六川　浩明
（前東海大学法科大学院教授）
（東京都立産業技術大学院大学講師）

2026年６月における上場会社の定時株主総会では、アクティビストなど機関投資家による株主提案は150件となり、最多を更新した。昨年６月における定時株主総会においては過去最多の７件の株主提案が可決されたが、2026年６月における定時株主総会では２件の株主提案が可決された。

第１　2026年６月の定時株主総会

一　株主提案等

１　東京証券取引所に上場する３月期決算企業約2100社が株主総会を開催したが、2026年６月における上場会社の定時株主総会では、アクティビストなど機関投資家による株主提案は、55社に対して150件に上っており、最多を更新した（注１）。

議案のテーマ別では、株主還元の強化という提案よりも、企業統治に関する提案が目立った。

企業統治に関する提案として、（１）取締役の選任・解任が24件（昨年は13件）、（２）議決権基準日の変更が18件（昨年は０件）、（３）取締役の過半数の社外化が13件（昨年は12件）、（４）自社株購入権制度の導入関連が12件（昨年は14件）であった。

財務に関する提案として、（１）自社株買い関連が20件（昨年は18件）、（２）剰余金処分・配当関連が16件（昨年は18件）、であった。

２　アクティビストの動きに対し、企業側では、企業側の提案内容への賛成率が高いとされる個人株主を取り込もうとする動きがある。その代表例として、株主優待の実施がある。株主優待を実施する企業は、2026年３月末時点で1682社となり、過去最高を更新し、上場企業の４割弱となっている。

３　2025年６月における定時株主総会において、過去最多の、７件の株主提案が、可決された。

2026年６月における定時株主総会では、２件の株主提案が可決された。即ちLIMジャパン・イベント・マスター・ファンドがシンクロ・フード社に提案した取締役２名が可決された。ヒップキャピタルパートナーズ（株）がイー・ロジット社に提案した取締役２名が可決された。

日本和装ホールディングス社は、2026年３月における定時株主総会で、53％株主である創業者より提出された、取締役全６人の交代を求める株主提案が、可決された。

日産自動車では、2026年６月の定時株主総会において、2019年から社外取締役を務めてきた銀行出身者の社外取締役選任案が、賛成率48％により否決された。近年、メインバンク出身の社外取締役に対する機関投資家の視線が厳しくなっており、ISSやグラス・ルイスは、同氏の再任案に反対推奨を行っていた（注11）。

二　総会開催日

2026年の３月期決算会社の定時株主総会では、６月26日（金）が30.63％、６月25日（木）が23.62％、６月24日（水）が15.45％、６月23日（火）が10.55％となった。

最近数年間における、３月期決算会社の定時株主総会開催日の集中率をみると、2022年６月における集中率は26.0％、2023年６月における集中率は26.1％、2024年６月における集中率は29.5％、2025年６月における集中率は25.3％であったが、2026年６月における集中率は30.6％となった（注２）。

三　株主総会資料の電子提供の開始予定日の状況

東証プライム市場では、４週間前までに電子提供を開始した上場会社が36.5％であり、昨年の35.3％を超えるに至っている。東証プライム市場において、３週間前までに電子提供を開始した上場会社は63.5％である。

東証スタンダード市場では、４週間前までに電子提供を開始した上場会社が8.9％であり、昨年の8.0％を超えるに至っている。東証スタンダード市場において、３週間前までに電子提供を開始した上場会社は91.1％である。

東証グロース市場では、４週間前までに電子提供を開始した上場会社が2.1％であり、３週間前までに電子提供を開始した上場会社は97.9％である（注２）。

四　株主宛発送書類提供の状況

東証プライム市場では、「アクセス通知のみ」が9.6％であり、昨年の8.5％を上回っている。「アクセス通知とサマリー資料」が61.3％であり、昨年の56.3％を上回っている。「フルセット・デリバリー」が29.1％であり、昨年の35.2％から、大幅に減少している。

東証スタンダード市場では、「アクセス通知のみ」が6.6％であり、昨年の7.2％から減少している。「アクセス通知とサマリー資料」が26.1％であり、昨年の20.7％から増加している。「フルセット・デリバリー」が67.3％であり、昨年の72.1％から減少している。

東証グロース市場では、「アクセス通知のみ」が13.7％、「アクセス通知とサマリー資料」が15.8％、「フルセット・デリバリー」が70.5％である。これらについては昨年とほぼ同様である。（注２）。

五　英文招集通知の提供状況

東証プライム市場では、「招集通知本文及び株主総会参考書類」の英訳をした上場会社は97.3％であり、昨年の97.2％を上回った。「事業報告及び計算書類を含む招集通知の全て」を英訳した上場会社は30.7％であり、昨年の29.5％を上回った。

東証スタンダード市場では、「招集通知本文及び株主総会参考書類」の英訳をした上場会社は19.7％であり、昨年の18.1％を上回った。「事業報告及び計算書類を含む招集通知の全て」を英訳した上場会社は1.7％であり、昨年の2.1％から減少した。

東証グロース市場では、「招集通知本文及び株主総会参考書類」の英訳をした上場会社は8.3％であり、昨年の9.2％から減少した。「事業報告及び計算書類を含む招集通知の全て」を英訳した上場会社は1.0％であり、昨年の4.4％から減少した（注２）。

六　議決権の電子行使の状況

東証プライム市場では、機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームを利用する上場会社は97.7％であり、昨年の97.6％から上昇した。個人投資家向けにインターネットによる議決権行使を可能とする上場会社は、99.4％であり、昨年の99.6％からやや減少した。

東証スタンダード市場では、機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームを利用する上場会社は22.7％であり、昨年の21.1％から増加した。個人投資家向けにインターネットによる議決権行使を可能とする上場会社は84.7％であり、昨年の82.7％から増加した。

東証グロース市場では、機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームを利用する上場会社は17.7％であり、昨年の11.1％から増加した。個人投資家向けにインターネットによる議決権行使を可能とする上場会社は78.1％であり、昨年の72.6％から増加した（注２）。

七　実出席のみの総会・バーチャル総会

１　実出席のみの総会

2026年６月において、実出席のみの定時株主総会を実施した上場会社は、82.6％である（注２）。

２　実総会＋バーチャル総会

物理的な会場において総会を行いつつ、会場出席をしない株主は、インターネット等の通信手段を用いて、参加（傍聴）又は出席する形式は、現在の会社法の下で可能と解されている。

（１）ハイブリッド参加型

この参加型は15.6％である。

この参加型では、株主が、単に会場の様子を視聴できる方式であり、総会において質問や動議をすることができない。また、総会当日の決議には参加することができないから、総会の事前に、議決権行使書面や電磁的方法によって議決権行使をしておく必要がある。

（２）ハイブリッド出席型

この出席型は0.8％である。

この出席型では、インターネット等の通信手段を用いて参加する株主は、総会当日、質問・動議の提出・議案の採決へのリアルタイムでの参加が、可能となる。

（３）バーチャル・オンリー総会

1.0％（16社）がこの方式を採用した（注２）。

米国の上場会社の97％がこの方式である。

この方式は、令和３年の産業競争力強化法の改正によって認められた。経済産業大臣・法務大臣の確認（同法66条１項）は、①通信方法に関する事務責任者の設置、②通信障害対策の方針、③通信方法としてのインターネットの使用につき支障のある株主の利益確保への配慮の方針、④株主数100名以上、の各要件について行われる（産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令１条）。

八　個人株主

１　東京証券取引所などが2025年７月４日に発表した株式分布状況調査によると、2024年度末の個人株主数は前年度末から914万人増え、延べ8359万人となった。11年連続で増加し、過去最高を更新した。前年度比の増加率は1987年度（13％）以来の大きさであった。

２　東京証券取引所などが2026年７月２日に発表した株式分布状況調査によると、2025年度末の個人株主数は前年度末から、さらに、839万人増え、延べ9198万人となった。12年連続で増加し、過去最高を更新した。

2025年度の個人株主数の増減要因をみると、上場廃止会社の影響で159万人減少する一方、株式分割実施会社で263万人増加、新規上場会社で125万人増加、その他の会社で610万人増加した。

九　外国法人等

１　東京証券取引所などが2025年７月４日に発表した株式分布状況調査によると、外国人投資家による保有比率が前年度比0.6ポイント増の32.4％となり、過去最高を更新した。

２　東京証券取引所などが2026年７月２日に発表した株式分布状況調査によると、外国法人等の株式保有比率は、前年度比2.3ポイント増の34.7％となり、過去最高を更新した。

十　定時株主総会の「後倒し」

１　議決権基準日

一般に、上場会社の定款においては、定時株主総会の議決権基準日が定められている（会社法124条３項但書）。基準日株主が行使することができる議決権は、議決権基準日から３か月以内のものとされていることから（会社法124条２項）、定時株主総会の「後倒し」をするためには、議決権基準日を「後倒し」しなければならない。

2026年６月までに実施された定時株主総会において、株主総会後倒しのために、議決権基準日を定款変更した事例をみると、決算日から１か月後とした事例（ソラコム社等）、決算日から１か月半後とした事例（アドバンテスト社）、決算日から２か月後とした事例（窪田製薬ホールディングス社等）、決算日から３か月後とした事例（マネックスグループ社）がある。

２　配当基準日

一般に、上場会社の定款においては、配当基準日が定められている（会社法124条３項但書）。

変更後の議決権基準日と、変更後の配当基準日を、一致させる事例もあり（マーキュリー社、ジョイフル社等）、他方、変更後の議決権基準日と、変更後の配当基準日を、一致させない事例（アドバンテスト社、マネックスグループ社等）もある。

十一　2026年における議決権行使基準の改定状況

１　業績

東証の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」（2023年）の要請を背景として、複数の国内機関投資家が、業績に関する議決権行使基準を、改定した。

例えば、三井住友DSアセットマネジメントは、従来の「２期連続最終赤字の場合、取締役再任に反対する」という基準を廃止し、「ROEが３期連続で８％未満かつ市場平均を下回っている場合、在任３年以上の取締役に反対する」というROE基準に統一した。

アセットマネジメントOneは、TSR（株主総利回り）基準を見直し、対象企業を、「３期連続で東証プライム市場上場企業のTSR下位1/3分位未満、かつ、５期間TSRも下位1/3分位未満」基準へ変更している。

２　取締役会の独立性（社外取締役の比率、社外取締役の在任期間）

（１）社外取締役の比率

支配株主等が存在しない東証プライム市場上場企業に対する取締役会の独立性について、多くの国内機関投資家は、取締役会に占める社外取締役の比率は、３分の１以上としている。

ISSは、親会社や支配株主を有する企業におい

て、社外取締役の比率を、従来の２名又は３分の１以上から、過半数へ、引き上げた。

日経500種平均株価採用企業のうち、379社を集計したところ、独立社外取締役が取締役会の過半数を占める企業は、40％となり、前年より８％上昇している（注12）。

SUBARU社では、独立社外取締役が８人中３人であったが、11人中６人となった。東武鉄道社では、独立社外取締役が10人中６人となった。

（２）社外取締役の在任期間

多くの国内機関投資家は、独立性があると判断する在任期間を、12年未満としている。

ISSは、2026年２月以降、社外取締役の在任期間が12年以上の場合、当該役員を非独立とする基準を設けた。

グラス・ルイスは、社外取締役又は社外監査役の在任期間が連続12年以上の場合、当該役員を非独立とする基準を設けた。

３　取締役会の多様性

（１）ISSは、日本企業に適用される取締役会の多様性の基準を、現行の「女性取締役１名以上」から「女性取締役10％以上」に変更した。

グラス・ルイスは、東証プライム市場上場企業以外について、多様な性別の取締役1名基準を適用する。東証プライム市場上場会社の取締役会では、20%以上の多様な性別の取締役の選任を求める。

野村アセットマネジメントは、女性取締役の最低水準を、従来の１名から、10％以上に、引き上げた。

三井住友DSアセットマネジメントは、2027年１月より、プライム市場上場企業において、女性取締役20％以上という基準を設け、プライム市場以外の企業に対しては、１～２年程度の猶予期間を設ける予定である。

（２）上場企業の役員に占める女性役員割合は上昇しており、2025年における、東証プライム市場上場企業の役員に占める女性の割合は19％となり、前年に比べて２％上昇した（注９）。

東証プライム市場上場企業において、女性役員がいない企業は減少しており、2025年の女性役員が一人もいない東証プライム市場上場企業の割合は2.5％となっている（注３）。

４　政策保有株式

多くの国内機関投資家は、政策保有株式が、純資産の20％以上となっている場合には、反対の議決権を行使する、定めている。

また、りそなアセットマネジメントは、「保有目的を純投資に振り替えたにもかかわらず、実態として政策保有株式と認められる場合には、それを加味した判断を行うことも検討する」としている。

５　サステナビリティ

三井住友DSアセットマネジメントは、「サステナビリティについての経営戦略（気候変動、生物多様性、自然資本、人権、人的資本、知的財産等、E・Sに関する具体的内容を含む）やリスク管理、情報開示に不足があり、かつ対話において改善の意思・方向性等が確認できない場合」としている。

大和アセットマネジメントは「当社が特に重視しているサステナビリティ事項に関して課題を抱える企業で、エンゲージメントを継続的に実施しても改善が見られない、あるいは度重なるエンゲージメントの申し出に応じない場合」としている。

三菱UFJアセットマネジメントは、「社会への取組みについては、一律的な議決権行使基準を採用することは難しいと考えており、当面は対話で確認することとし、企業価値を毀損したあるいは企業価値の観点から取組みが不十分と考える場合には個別に判断を検討する。」としている。

十二　有価証券報告書の株主総会前の開示

2026年３月決算期の上場会社のうち、極めて多くの企業が定時株主総会の開催日前に有価証券報告書を開示した。

アドバンテスト社は株主総会の35日前に有報を開示し、ソラコム社は株主総会の29日前に有報を開示し、ティラド社は株主総会の24日前に有報を開示し、HOYA社及びアシックス社は各株主総会の21日前に有報を開示した。

第２　少数株主保護に関する上場制度の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正（2026年７月３日付）

一　東京証券取引所のHPにおいて、2026年７月３日、「少数株主保護に関する上場制度の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について」が掲載されている。

今回の改正は、少数株主を意識した経営を更に促すとともに、少数株主保護において中心的な役割を果たす独立社外取締役の独立性・実効性向上を図る観点から、取締役選任議案に対する少数株主の賛成割合等の開示の義務化、独立役員の独立性基準の拡充や開示の見直し、その他所要の改正を行うものである（有価証券上場規程411条の２第１項第２項、上場管理等に関するガイドラインⅢ５等）。これは、2026年７月10日から施行する。

下記１に関しては、2026年12月１日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用する。即ち、当該適用日以降に開催される株主総会で決議された取締役選任議案から適用する。

下記２に関しては、2026年12月１日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用する。即ち、当該適用日以降に在任する社外取締役及び社外監査役に対して適用される。

１　少数株主の賛成割合等の開示

（１）対象企業：株主総会の基準日時点で、以下に該当する上場会社が対象となる。

（ア）親会社を有する会社

（イ）40％以上の議決権を保有するその他の関係会社を有する会社

（ウ）主要株主であって、当該主要株主と次に掲げる者の保有分を合わせて、40％以上の議決権を保有する株主を有する会社

・当該主要株主の近親者

・当該主要株主及びその近親者が議決権の過半を保有する会社等（資産管理会社等）

（２）開示の時期及び内容

株主総会における取締役の選任議案（会社提案議案に限る）に関して以下の開示を行うものとする。

(a) 株主総会後遅滞なく。

株主総会後遅滞なく、以下の内容について開示する。

・各取締役の選任議案に対する少数株主の賛成、反対及び棄権の議決権の数、賛成割合

・少数株主から除外した40％以上の議決権を保有する大株主等の概要

少数株主の50％超の賛成票が得られなかった議案があった場合、以下の内容についても併せて開示する。

・少数株主の反対理由の把握に向けた取締役会における対応方針

(b) 株主総会後６か月以内

(a) において少数株主の50％超の賛成票が得られなかった議案があった旨を開示している場合、当該株主総会後６か月以内に、以下の内容について開示する。

・少数株主の反対理由の把握に向けた取締役会における対応方針の実施状況（株主との対話の実施状況など）

・少数株主から得られた反対理由の概要

・追加的な施策の必要性、施策の内容

２　独立役員の独立性基準の拡充・開示の見直し

①独立性基準の拡充

(a) 主要株主

以下に該当する場合、独立役員の要件を満たさないものとする。

・上場会社の主要株主及びその近親者

・上場会社の主要株主の業務執行者に該当する者若しくは最近において該当していた者及びその近親者

・上場会社が主要株主である者の業務執行者に該当する者若しくは最近において該当していた者及びその近親者

(b) その他

以下に該当する場合、独立役員の要件を満たさないものとする。

・上場会社の親会社の監査役に、過去10年以内において該当していた社外取締役及びその近親者

・上場会社の親会社の会計参与に、過去10年以内において該当していた社外取締役又は社外監査役及びその近親者

②属性情報の記載の拡充

以下に該当する社外取締役及び社外監査役について、独立役員届出書等において、該当状況及びその概要の記載を求めるものとする。

・上場会社の株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者に該当する者若しくは過去10年以内において該当していた者

・上場会社が株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者に該当する者若し

くは過去10年以内において該当していた者
3　その他
その他所要の改正を行う。

第3　コーポレートガバナンス・コードの改訂（2026年7月21日）

一　金融庁及び東証は、2026年4月10日、コーポレートガバナンス・コードの改訂案を公表した。

パブリックコメントは2026年5月15日まで行われ、同年7月21日に改訂された。

上場会社は、遅くとも、2027年7月までに、改訂コードに関する事項について記載したコーポレートガバナンス報告書を提出するように求めることが、想定されている。

二　主要な改訂事項は、次のとおりである。

1　CGコードのプリンシプル化／スリム化、補充原則の廃止と解釈指針の新設。

プリンシプル化／スリム化により、現行CGコードにおける基本原則（5個）、原則（31個）、補充原則（47個）の計83個は、改訂案で基本原則（4個）、原則（26個）の計30個になった。

2　成長投資の促進、取締役会による成長の道筋の構築、経営資源の配分に関する株主への説明及び検証の重要性の明記。

CGコード改訂の原則4－1は「取締役会の役割・責務Ⅰ：企業戦略等の大きな方向付け」というタイトルのもと、次の改訂内容となっている。

「取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、それに向けた成長の道筋を構築するなど、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきである。また、取締役会は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、成長の実現を目指し、自社の資本コストを踏まえて収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて説明を行うべきである。」（筆者注：アンダーライン部分が改訂箇所である）

以上のように、取締役会の役割・責務として、成長投資等に向けた取組みの重要性を明記している。とりわけ「成長」の文言が新たに加えられ、企業の成長をどのように実現していくのか、その道筋や方策の説明が求められていることが特徴的である。

3　独立社外取締役の「質」と「数」の確保と、取締役会事務局の機能強化。

プライム市場において独立社外取締役を過半数選任している企業は26.2％にとどまるのが現状である。

改訂版では、経営陣に対する監督や少数株主の意見反映など、独立社外取締役に求められる役割・責務が明確化されている。

そして、改訂「4－10」では、プライム市場上場会社は独立社外取締役を3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきであるとし、支配株主を有するプライム市場上場会社は、独立社外取締役を過半数（支配株主を有するその他の市場の上場会社においては3分の1以上）選任すべきである、としている。

同時に、社外取締役の機能発揮をサポートし、会議の運営を能動的に行うためのハブ組織として、「取締役会事務局（コーポレートセクレタリー等）」の役割・機能が、解釈指針に明記されている。

4　有価証券報告書の株主総会前開示の推奨。

三　この改訂案において、英文開示は、原則に格上げされている（改訂原則3－2）。

四　上場事業法人が持つ政策保有株式の時価総額は、1990年度は、市場全体の15％超存在していたが、2024年度には市場全体の4％に低下している（注10）。

政策保有株式については、一部が、原則に格上げされている（改訂原則1－4）。「原則1－4 政策保有株式」において、原則に格上げされた箇所は、以下のアンダーラインの部分である。

「上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。」

第４　会社法改正の中間試案（2026年３月）

一　2026年３月、法務省は会社法改正に向けた中間試案を公表した。

二　株主提案権の見直し

現在の会社法では、議決権１％以上又は300個以上（単元株が100株の場合は３万株以上）の議決権を有し、６か月が経過すれば、株主総会に議案を提出できる。

法務省の会社法改正の中間試案には、「300個以上」の要件の廃止、又は、個数を引き上げる案が、盛り込まれている。

三　事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化に関し、次の１及び２の規律を設けるものとする。

１　上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。（この見直しをする場合には、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定（２の規定を除く。）を適用することを想定している。）

２　会計監査人が１の有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなす。

四　バーチャルオンリー株主総会の実施要件

１　場所の定めのない株主総会（「バーチャルオンリー株主総会」）を実施するために、次の（１）から（３）までの規律を設けるものとする。

（１）株式会社は、株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めることができる。

（２）株式会社（会社法297条４項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。）は、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置として、次のアからエまでのいずれかの措置をとらなければならない。

ア　後記２（１）イの通信の方法を使用することに支障のある株主の希望により、当該通信の方法を使用するために必要となる機器の貸出しをすること。

イ　後記２（１）イの通信の方法として電話を定めること。

ウ　会社法298条１項３号に掲げる事項を定めること。

エ　アからウまでの措置をとらないことについて、株主の全員の同意を得ること。

（３）株式会社は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に株主総会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

２　バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等に関して、次の（１）から（４）までの規律を設けるものとする。

（１）次に掲げる事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える（オの事項にあっては、招集の通知事項に限る。）。

ア「株主総会の場所」に代えて「株主総会の場所を定めない旨」

イ　株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法

ウ　株主が会社法311条１項又は312条１項の規定による議決権の行使をした場合において、当該株主が株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱い

エ　前記１（２）の措置の内容

オ　株主が株主総会の議事においてイの通

信の方法（通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を含む。）を用いて情報の送受信をするために必要な事項

（2）次に掲げる事項を株主総会の議事録の記載事項に加える。

ア 株主総会の議事における情報の送受信に用いた通信の方法

イ 株主総会の場所を定めなかった旨

（3）株式会社は、株主総会の議事における通信履歴及び通信内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下「通信記録等」という。）を作成し、株主総会の日から一定の期間、当該通信記録等を保存しなければならない。

（4）株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、請求の理由を明らかにして、通信記録等の閲覧又は謄写の請求をすることができ、株式会社は、一定の場合（会社法311条5項各号と同様の規律を設け、これらのいずれかに該当する場合を想定している。）を除き、これを拒むことができない。

五　その他、実質株主確認制度、株式の発行の在り方に関する規律の見直し、企業統治の在り方に関する規律の見直し等、重要な改正予定事項が含まれている。

第5　ファミリーガバナンス・ガイダンス（2026年6月5日）

一　上場・非上場を含めた日本企業のうち、9割以上がファミリービジネスであると言われている(注4)。また、上場企業に占めるファミリービジネスの比率は、49.3%であると指摘されることもある（注5）。

二　経済産業省は、2026年6月5日、ファミリーガバナンス・ガイダンスを、公表した。このガイダンスは、創業者や創業者一族が、世代を超えて、株主又は経営者として、企業の存続や発展に重要な役割を果たす会社を想定しており、主に非上場の中堅規模のファミリービジネスを念頭に置いて作成されている。

（1）ファミリービジネスの持続的な成長に向けて、前提となる理念・価値観・ビジョン等を明確にし、（2）ファミリーとしての意思決定の仕組みを整え、（3）ファミリービジネスへのファミリー等の関与方針を定め、（4）ファミリービジネスの所有と経営を承継するに当たり、早期に承継計画を策定し、計画的な後継者選定・育成を行うこと、（5）従業員や地域社会等のステークホルダーへの情報発信を行い、ファミリービジネスとしての長所を訴求し、取組みの理解を促すことにつながり、ステークホルダーとの信頼基盤を構築する重要なプロセスを構築することが、重要である。

上述の（2）については、ファミリー集会等の意思決定の場で議論する際、ファミリーメンバーのみでの議論は感情的になり、議論がまとまらない可能性もある。その際には、役員・外部専門家等のファミリー以外の外部人材がファシリテーターを担うことで、円滑な議論・意思決定を行うことが考えられる（注6）。

上述の（4）については、ファミリー内で所有と経営の両方を承継するのか、経営をファミリー以外の人材に任せ、所有のみを維持していくのか、経営のみを維持し、株式を外部に移していくのか、あるいは、上場を目指すのか、非上場を維持するのかなどの、ファミリーとしての承継方針を策定しておくことが推奨される（注6）。

第6　法人実質支配者　届出義務へ向けての新法制定へ

上場会社及び非上場会社の全ての法人に、法人の実質的支配者（Beneficial Owners）を、法務局へ届け出る新法を制定する方針であることが、報道されている。先進G7国では日本のみが法制度が未整備である（注7）。

第7　人的資本可視化指針改訂（2026年3月）

2023年3月期の有価証券報告書から、人的資本に関する「戦略」と「指標及び目標」の開示が義務化された。

2026年2月に、企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、同年3月には人的資本可視化指針が改訂された。企業には、経営戦略と人材戦略を連動させ、ガバナンス・戦略・リスク管理・指標及び目標の、4要素に沿った人的資本の情報開示をすることが、求められている。

第８　中期経営計画の修正

１　中期経営計画は、コーポレートガバナンス・コード改訂「原則４－１」の解釈指針に登場しているが、2026年１月～５月の期間において、中期経営計画を修正した上場会社は159社に上り、前年同期から26％増加し、2018年以降において最多となった（注８）。これは、中東情勢の混迷や物価高により、経営環境が大きく変化していることが背景にあると指摘されている。

２　大和ハウス工業社やサガミHD社は、中東情勢などを理由に、予定していた中期経営計画の発表を延期した（注８）。

第９　「株券等の大量保有報告に関するＱ＆Ａ」（2026年５月１日改正）

一　金商法施行令14条の８の２第１項には、大量保有報告における「重要提案行為」として、第１号から第13号までが列挙されている。

二　それでは、法令において「重要提案行為」として記載されていない事項は、はたして「重要提案行為」に含まれるのかが問題となる。

三　そこで、金融庁は、2026年５月１日、「株券等の大量保有報告に関するＱ＆Ａ」を改正し、新たに第36問等を追加された。新たに追加された第36問は、重要提案行為等に関する説問であり、次の設問である。

「発行者との対話にあたり、株券等保有割合が５％超である機関投資家が、以下の行為を行うことは、「重要提案行為等」に該当しますか（法第27条の23第３項第３号、令第14条の６第２項、法第27条の23第４項、法第27条の26第１項、令第14条の８の２第１項関係）。

① 発行者の経営方針等（ガバナンス、資本政策、経営陣の選解任・指名、株主還元等に関する方針を含む）の説明を求める行為
② 自らの議決権行使方針、当該方針を踏まえた発行者に対する具体的な議決権行使の予定、保有株式の保有・処分方針等を説明する行為
③ 政策保有株式の売却を求める行為
④ 代表取締役の後継者計画や指名方針の変更を求める行為
⑤ コーポレートガバナンス・コードの原則をコンプライ（実施）するために必要な範囲で、独立社外取締役の増員を求める行為
⑥ 事業ポートフォリオの見直しを求める行為」

四　金融庁による回答は、次のとおりである。

「重要提案行為等」に該当するためには、以下の（ⅰ）～（ⅲ）の要件を全て満たす必要がある。

（ⅰ）発行者（又はその子会社）に対する「提案」行為であること
（ⅱ）提案内容が令第14条の８の２第１項各号に掲げる事項に該当すること
（ⅲ）提案行為が発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼすことを目的とすること

上記①～⑥の行為について、（ⅰ）～（ⅲ）の要件との関係で特に検討が必要となると考えられる点については、それぞれ以下のとおり考えられる。

１　要件（ⅰ）について

要件（ⅰ）は、発行者に対する「提案」行為であることを要件とするものである。

①、②の行為は、単に発行者の経営方針等（ガバナンス、資本政策、経営陣の選解任・指名、株主還元等に関する方針を含む）の説明を求め、又は自らの議決権行使方針、当該方針を踏まえた発行者に対する具体的な議決権行使の予定、保有株式の保有・処分方針等を説明するにとどまる限り、株主・発行者間での認識の共有を図るものであって、（ⅰ）「提案」行為にあたらず、「重要提案行為等」に該当しないと考えられる。

ただし、発行者に対する意見の陳述が実質的に発行者に対して行為（注１）を求めるものである場合には、（ⅰ）「提案」行為に該当する点に留意する必要がある。

（注１）要件（ⅱ）との関係で、令第14条の８の２第１項各号に掲げる事項（以下「各号列挙事項」）に該当しない行為である場合には、「重要提案行為等」には該当しない。

２　要件（ⅱ）について

要件（ⅱ）は、「重要提案行為等」に該当する提案内容を各号列挙事項に限定するものである。

③～⑥の行為が各号列挙事項に該当するかについては、それぞれ以下のとおり考えられる。

③については、具体的な銘柄を指定することなく抽象的に発行者が保有する政策保有株式の売却を求める提案は、通常、「重要な財産の処分」（第１号）の提案には該当しないと考えられる。また、発行者が政策保有株式として保有する個別銘柄の売却を求める場合においては、当該政策保有株式の帳簿価額、発行者の総資産に占める割合、当該政策保有株式の保有目的等に照らして総合的に判断する必要があるが、政策保有株式の性質からすれば、通常は、「重要な財産の処分」（第１号）の提案には該当しないと考えられる。

④については、代表取締役の後継者計画の適切な策定や運用、代表取締役の指名や選解任の方針の変更を求める提案は、通常、それ自体は代表取締役の選定・解職（第３号）、特定の者（自ら又は自らが指定する者）の役員への選任（第４号）や、役員構成の重要な変更（第５号）の提案には該当しない。もっとも、当該提案が実質的に代表取締役の解職を求めるものである場合には、代表取締役の解職（第３号）の提案に該当する可能性がある点に留意する必要がある。

⑤については、発行者の役員構成等に照らして判断する必要があるが、例えば、独立社外取締役を増員することでコーポレートガバナンス・コードの原則をコンプライ（実施）することができる場合において、具体的な候補者を提示することなく、コーポレートガバナンス・コードの原則をコンプライ（実施）するために必要な増員を求めるにとどまる場合には、通常、特定の者（自ら又は自らが指定する者）の役員への選任（第４号）や役員構成の重要な変更（第５号）の提案には該当しないと考えられる。

⑥については、事業の譲渡、譲受け、休止又は廃止を伴う事業ポートフォリオの見直しを求める行為は、一般に「事業の譲渡、譲受け、休止又は廃止」（第７号）に該当すると考えられるが、別途、後述の要件（iii）の目的があると認められない限り、「重要提案行為等」には該当しないと考えられる。

３　要件（iii）について

要件（iii）は、発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす目的があることを要件とするものである。

例えば、各号列挙事項のうち相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響の程度が高い事項（注２）の提案については、発行者との対話の場で行うものであっても、それが実現した場合には発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼすこととなるため、当該提案は、（iii）「発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼすことを目的とする」ものに該当する可能性が高いと考えられる。

（注２）以下の事項については、各号列挙事項のうち相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響の程度が高い事項に該当すると考えられる。

- 代表取締役・代表執行役の選定・解職又は執行役員の選解任（第３号）
- 特定の者（自ら又は自らが指名する者）の役員への選任（第４号）
- 発行者が株式交換完全子会社となる株式交換又は発行者が吸収合併消滅会社若しくは吸収合併消滅法人となる吸収合併（第６号）
- 発行者の主要な事業を承継対象とする会社分割（第６号）
- 事業の譲渡、譲受け、休止又は廃止（第７号）のうち発行者の主要な事業の譲渡、休止又は廃止
- 解散（第12号、大量保有府令第16条第２号）
- 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て（第12号、大量保有府令第16条第３号）
- 第三者による支配権の取得（第12号、大量保有府令第16条第４号）

他方で、要件（ｉ）及び要件（ii）に該当する場合であっても、発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす目的がないと認められる場合には、「重要提案行為等」には該当しないと考えられる。

具体的には、各号列挙事項のうち相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響の程度が低い事項（注３）については、これを発行者との対話の場で提案したとしても、通常は経営陣に対して当該事項の検討を求め、その採否を発行者の経営陣の自律的な決定に委ねる趣旨であると考えら

れ、そのような提案を行う者が直ちに発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を与えることを企図しているものとは考え難いことから、(iii)「発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼすことを目的とする」ものに該当する可能性は低くなると考えられる。

(注3) 各号列挙事項のうち、上記(注2)記載の事項以外のものは、相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響の程度が低い事項に該当すると考えられる。

もっとも、個別事案ごとに判断する必要があるが、各号列挙事項のうち相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響の程度が低い事項であったとしても、当該提案の採否を発行者の経営陣の自律的な決定に委ねない方法・態様により提案を行う場合には、当該提案は事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を与えることを企図していると考えられ、(iii)「発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼすことを目的とする」ものに該当する可能性が高いことに留意する必要があると考えられる。

例えば、(a)株主提案権の行使による場合、(b)発行者の同意を得ることなく提案内容を公表する場合(いわゆるキャンペーン)、(c)提案内容を実行しない場合には株主提案権の行使、キャンペーンや委任状勧誘を行うことを示唆して提案を行う場合には、通常、当該提案の採否を経営陣の自律的な決定に委ねない方法・態様による提案に該当すると考えられる。

(注4) なお、当該発行者が発行する株券等の「株券等保有割合が10%を超えることとなる株券等の取得」を行う目的がある場合には、特例報告制度の適用がないとされている(法第27条の26第1項、大量保有府令第13条第3号)。そのため、個別事案ごとに判断する必要があるが、提案内容を実行しない場合には「株券等保有割合が10%を超えることとなる株券等の取得」を行うことを示唆して提案を行う場合には、当該提案の段階で、そのような株券等の取得を行うことを企図しているものとして、「株券等保有割合が10%を超えることとなる株券等の取得」を行う目的を有していると考えられる可能性があることに留意する必要がある。

その他には、例えば、発行者から特定の議題について意見を求められ、株主がこれに応えて受動的に自身の意見を陳述する場合には、(iii)「発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼすことを目的とする」ものに該当する可能性は低くなるものと考えられる。

第10　個人情報保護法改正(2026年7月10日)

一　個人情報保護法の現行法は、事業者が個人データを第三者に提供する場合などに、原則として、本人の同意取得を義務づけている。

2026年7月10日に成立した個人情報保護法の改正法では、AI開発を含む統計情報等の作成を目的とする場合に限り、現に公開されている要配慮個人情報を、本人の同意を得ないで取得することができるとしている(改正法30条の2)。

二　2025年11月、EUにおいて、GDPR(一般データ保護規則)の改正を含むデジタルオムニバス法案が提出された。同案は、AI開発・運用のため、企業などが個人データを取り扱える法的根拠となる「正当な利益」や、機微データ利用の要件を具体化している。

三　上記改正法では、個人情報に関する定義が増加している。

1　2003年の個人情報保護法制定当時には、「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」に分類されていた。

2　2015年の個人情報保護法改正において、「匿名加工情報」「個人識別符号」「要配慮個人情報」という定義が加わった。

3　2020年の個人情報保護法改正において、「仮名加工情報」「個人関連情報」という定義が加わった。

4　2026年7月10日に成立した上記改正法では、「連絡可能個人関連情報」「特定生体個人情報」「統計作成等用要配慮個人情報」という定義が、追加された。

四　Cookie等の端末識別子は、他の情報と容易に照合することで特定個人を識別できる場合は「個人情報」、そうでなければ「個人関連情報」として扱われる。

2026年７月10日に成立した上記改正法で新設されている「連絡可能個人関連情報」は、特定個人への働きかけが可能になる個人関連情報を指す。電話番号、住所、メールアドレス、Cookie等を用いた個人への連絡を通じてフィッシングや投資詐欺等の侵害が発生し得るため、不適正利用と不正取得を禁止することとなった（注13）。

五　2026年７月10日に成立した個人情報保護法は、2028年７月頃までに施行される予定である。

（注１）読売新聞朝刊 2026年６月13日11面
（注２）東京証券取引所上場部「2026年３月期決算会社の定時株主総会の動向について」（2026年４月28日）。
（注３）内閣府　男女共同参画局「女性役員情報サイト」
（注４）坂本幸寛等「ファミリーガバナンス・ガイダンスの解説」（旬刊商事法務2426号、2026年６月25日）４頁
（注５）後藤敏夫監修『2022年版　ファミリービジネス白書』（白桃書房、2021年）28頁
（注６）注４記載の文献、９頁
（注７）読売新聞朝刊 2026年６月26日１面
（注８）産経新聞朝刊 2026年６月23日８面
（注９）日経新聞朝刊 2026年６月12日21面
（注10）日経新聞朝刊 2026年６月13日16面
（注11）週刊東洋経済（2026年７月11日号）14頁
（注12）日経新聞朝刊 2026年６月20日１面
（注13）日経新聞朝刊 2026年７月９日29面

気鋭の専門家が語る
ディスクロージャー＆IRの最前線

ISSN 2433-1686

TAKARA D&IR Research Institute

2026.8 Vol. 38

Disclosure & IR

Disclosure Watch

◎「上場目的の開示」でステップアップが加速するTOKYO PRO Market

金融商品取引法

◎ディスクロージャー制度論（第15講）
◎記述情報の開示の好事例集2025の主な開示のポイントの事例分析（人的資本、従業員の状況）
◎有価証券報告書におけるサステナビリティ開示について

会計・監査

◎IFRS第18号の表示及び開示への影響
◎「金利のある世界」への転換を踏まえた上場企業の対応

会社法・企業法務

◎特許のマネタイズとオフバランス化による知財ガバナンス改革
◎サイバー攻撃の高度化と企業レジリエンスの再整理（第2回）
◎2026年6月　定時株主総会の動向等

IR・サステナビリティ

◎企業価値向上を見据えた「いい塩梅」の未財務情報開示
◎2026年株主総会、有報と変わる株主
◎EUのサステナビリティ報告規制と開示行動
◎企業経営の持続的発展を支える組織設計

取引所

◎少数株主保護に関する上場制度の見直しについて
◎コーポレートガバナンス・コードの改訂について

宝印刷株式会社